

保護者のみなさまへ

紀の川市福祉事務所長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う保育所等の登園自粛期間延長について (お願い)

平素は、保育・教育施設の運営にご協力いただきありがとうございます。

令和 2 年 4 月 8 日付けで、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う保育所等の登園自粛について (お願い)」をご案内させていただきましたが、令和 2 年 4 月 16 日に和歌山県を含む全都道府県に緊急事態宣言が出されたことに伴い、保育所等の登園自粛期間を下記のとおり延長させていただきますので、引き続きご協力くださいますよう、お願いいたします。

各保育所等においては、感染防止対策には十分に気を付けながら保育を行っておりますが、保護者のみなさまにおかれましても、保育所等の状況もご配慮いただきながら、お子さま及びご自身の体調の確認や、ご家庭における衛生管理について、ご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 登園自粛をお願いする期間

令和 2 年 5 月 6 日 (水) まで

ただし、緊急事態宣言の期間が延長された場合は、緊急事態宣言が解除されるまでの期間とします。

また、期間終了後についても、令和 2 年 5 月 30 日 (土) までは登園自粛にご協力いただける場合には、保育料等の減免対象期間といたします。

※令和 2 年 5 月 30 日 (土) まで、一度も登園しない場合でも在籍認定の取り消しは行いません。

2. 保育料の取扱いについて

令和 2 年 4 月 8 日付けで、保育料の取扱いをご案内している通り、保育料の減免を行いますが、各児童の登園日数は各施設からこども課へ報告されるため、保護者から申し出いただく必要はありません。また、自粛期間による欠席の理由について、内容は問わないこととします。

3. 給食費等の取扱いについて

給食費等の取扱いについては、実費徴収であり、各施設との契約に基づきお支払いいただいることや、食材の調達方法が施設等で異なるため、各施設により取扱いが異なります。

詳しくは各施設にご確認ください。

事務担当 紀の川市福祉部 こども課 保育班
TEL0736-77-2511 (代表)